

レクチャー 不寛容時代の危機管理広報 ⑧

エイレックス 取締役執行役員

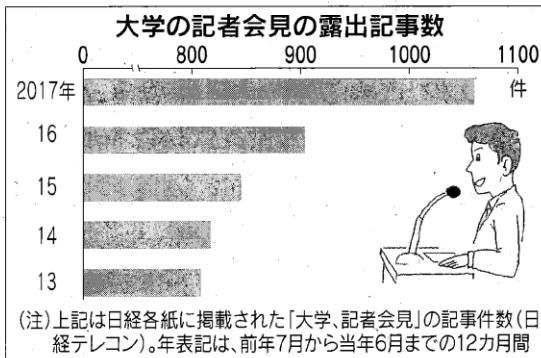
江良 嘉則氏

これまではあまり説明を求められることのなかった組織が、社会的要請を受けて対応する機会が増えている。

昨年10月、東京都下の大学が学長名で謝罪文を出した。初の「過労死白書」を政府が閣議決定したニュースを掲載したサイトに、グローバル学部の教授が「月の残業時間が100時間を超えたくらいで過労死するのは情けない」と投稿。この日は広告大手に勤務していた新人社員の自殺が労災認定されたニュースも大きく報じられており、この投稿が炎上した。

学長は「本学の教育方針とは相いれず、人権・倫理を旨とした本学の投稿ガイドラインからも逸脱している。このような発言が本学教員によって

高まる説明責任への感度



なされたのは誠に遺憾」とコメントした。

大学は入試や研究に伴う不正や運動部の不祥事などでは以前から説明を求められてきた。しかし2013年夏、アルバイト先の飲食店や小売店での悪ふざけ写真を公開する「バイトテロ」が頻発

して以降、学生や教授の個人的投稿についても、ホームページなどで説明や謝罪する事例が増えている。

一方、企業はコンプライアンス意識の高まりから、能動的な情報開示に取り組み始めている。

12年8月、東京の鉄道会社が「当社社員による盗撮行為について」とのタイトルで「社員が、業

務時間外に当社施設内において盗撮行為を行っていた」と謝罪リリースを出した。この社員は、業務時間外に繁華街で盗撮行為の最中に現行犯逮捕された。

これまで企業は社員の犯罪行為が「業務時間内」で

「業務と関係ある」場合は情報開示する一方、「業務時間外」で「業務と無関係」の場合は特に開示しないのが通例だった。したがってこの社員逮捕は公表しない選択肢も十分あり得た。しかしこの会社は「釈放後の社内調査で、当社施設内でも盗撮行為を行っていたことが判明した」として公表した。本来、痴漢や盗撮を撲滅し「お客様の安全を守る立場にある社員が盗撮行為を行った」とは、お客様からの信頼を著しく損なうものとの判断からだ。

業務時間や会社施設の内外といった形式基準を超え、企業の使命や社会的期待に応えられているか否かを基準に、説明すべきことは説明する。企業は社会が求める説明責任への感度を高め、より主体的な情報開示にカジを切り始めている。